

【フラット35】S 2021年10月の制度変更のお知らせ

2021年10月以後の設計検査申請分*より、
土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) 内で新築住宅を
 建設または購入する場合、

【フラット35】S がご利用いただけなくなります。

*設計検査を省略する場合は、設計住宅性能評価の申請分又は長期優良住宅に係る技術的審査の申請分

注1) 中古住宅を購入する場合は、【フラット35】Sをご利用いただけません。

注2) 2021年9月以前に設計検査を申請されたお客さまは、レッドゾーン内でも【フラット35】Sをご利用いただけます。

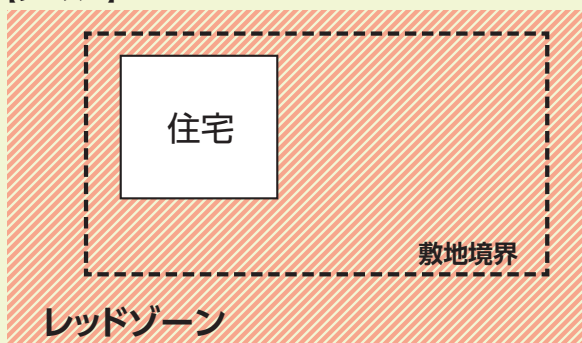
注3) レッドゾーン内で新築住宅を建設または購入する場合であっても【フラット35】Sはご利用いただけません。

■ 【フラット35】Sの利用要件に関する判断基準

建設または購入する新築住宅が一部でもレッドゾーン内に含まれる場合は、【フラット35】Sをご利用いただけません。

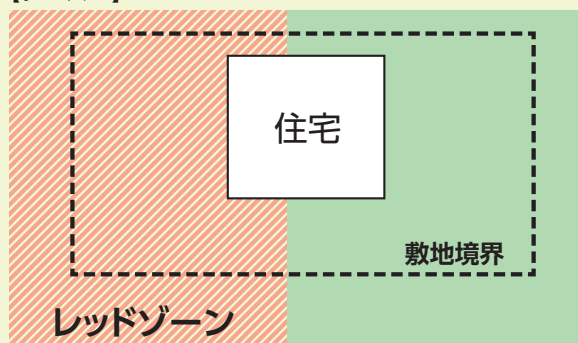
① 【フラット35】Sをご利用いただけないケース ❌

【ケース1】



住宅の全部がレッドゾーン内に含まれている場合

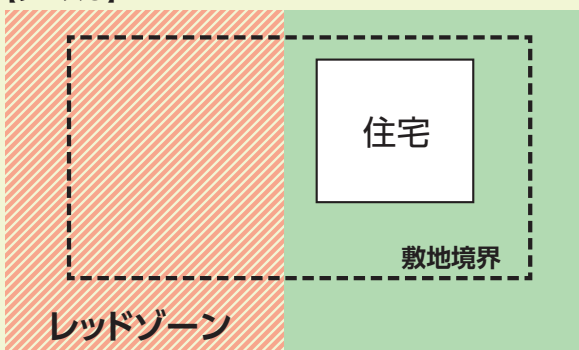
【ケース2】



住宅の一部がレッドゾーン内に含まれている場合

② 【フラット35】Sをご利用いただけるケース ○

【ケース3】



住宅がレッドゾーン内に含まれていない場合

土砂災害特別警戒区域 (通称：レッドゾーン) について

- ・急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域です。
- ・特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制などが行われます。

【フラット35】Sについて、詳しい基準及び手続きの詳細は、
 フラット35サイト (www.flat35.com) をご覧ください。



⚠️ 【フラット35】Sは第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の資金取得にはご利用いただけません。